

寝屋川市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、寝屋川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、寝屋川市本町1番1号（寝屋川市役所内）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための取組を総合的かつ効率的に推進するとともに、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 住民又は利用者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体の代表者
- (4) 商工事業者及び関係団体の代表者

- (5) 国土交通省近畿運輸局の職員
- (6) 大阪府及び大阪府公安委員会の職員
- (7) 寝屋川市の職員

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長)

第8条 会長は、第6条第1項第2号の者である委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、副会長を第6条第1項第2号の者である委員の中から指名する。

4 会長は、監事を委員の中から指名する。

(副会長)

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第10条 監事は、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、会計監査の結果を、協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができ

ることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 会長は、会議の議案又は報告（以下「議案等」という。）が次に掲げるものである場合は、当該議案等を記載した書面を委員に送付し、書面で賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 会計その他協議会の運営に関するもの

(3) その他、会長が軽易であると判断したもの

（議決）

第 13 条 会議の議決は、会議に出席する委員の総意を原則とする。

2 前項により難い場合は、出席した議長を除く委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 前条第 6 項の規定により、会議の議案等を書面で諮ることとなった場合は、前項中「出席した議長を除く委員」とあるのは、「書面で回答のあった委員」として読み替えるものとする。

（分科会の設置）

第 14 条 協議会は、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第 15 条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、寝屋川市まちづくり推進部交通政策課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指定する者をもって充てる。

4 前三項に規定するもののほか、事務局に関する事項については、会長が別に定める。

（経費の負担）

第 16 条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもつ

て充てる。

(財務に関する事項)

第 17 条 協議会の予算編成、現金の出納及びその他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 18 条 委員等は、会議に出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年寝屋川市条例第 18 号）の例による。

(規約の変更)

第 19 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(協議会の解散)

第 20 条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(委任)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。